

権原市立学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
(Ver.4)

令和 2 年 12 月

権原市教育委員会

・ ・ ・ 目次 ・ ・ ・

はじめに	1
学校園における基本の方針	2
I 新型コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項.....	4
I 基本的な感染症対策の実施	4
(1) 感染源を断つこと	4
①家庭での健康観察表記入、提出	4
②学校園での朝の健康観察	4
③登校・登園・早退の判断	4
④教職員自身の健康管理.....	4
(2) 感染経路を断つこと	5
①手洗い	5
②咳エチケット	6
③清掃・消毒	6
1) 普段の清掃・消毒のポイント	7
2) 消毒の方法等について	7
3) 感染者が発生した場合の消毒について	7
(3) 抵抗力を高めること	9
2 集団感染のリスクを下げる環境づくり	9
(1) 「密閉」回避（換気の徹底）	9
(2) 「密集」回避（身体的距離の確保）	10
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	10
3 感染者、濃厚接触者、医療従事者等に対する偏見や差別について	11
4 心のケアについて	12

II 園児児童生徒の出席停止・臨時休業・教職員の休暇の考え方	13
I 出席停止等についての考え方	13
(1) 園児児童生徒（本人）の感染が判明した場合	13
(2) 園児児童生徒（本人）が濃厚接触者に特定された場合、または園児児童生徒の同居家族の感染が判明した場合	13
(3) 園児児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合	13
(4) 園児児童生徒（本人）に発熱等かぜの症状が見られる場合	14
(5) 日常的に医療的ケアが必要な園児児童生徒や 基礎疾患のある児童生徒の場合	14
(6) 教職員の場合	14
(7) その他	14
2 学校（園）において感染者等が発生した場合の対応について	15
(1) 園児児童生徒や教職員の感染者が発生した場合。	15
①学校（園）への連絡	15
②感染者や濃厚接触者の出席停止	15
③校舎の消毒	15
3 臨時休業についての考え方	16
(1) 臨時休業措置の判断	16
(2) 園児児童生徒に感染が判明した場合の臨時休業措置基準	17
(3) 園児児童生徒（本人）が濃厚接触者に特定された場合等の 臨時休業措置基準	18
(4) 臨時休業の範囲・期間	18
新型コロナウイルス感染・濃厚接触 発生時の対応についてフロー	19
園児児童生徒、または教職員の感染が判明した場合のフロー	20

III 教育活動における留意事項	21
1 各教科学習等における留意事項.....	21
(1) 共用で器具や用具等を使用するときの注意事項.....	21
(2) 特に配慮を要する教科内容	21
○教科等全般.....	21
○音楽科	21
○技術・家庭科（家庭分野）	22
○体育科、保健体育科	22
(3) 特別活動等	22
(4) 部活動	22
2 儀式的行事について	23
(1) 入学（園）式・卒業（園）式.....	23
(2) 始業式・終業式・修了式	23
3 その他の学校行事について	23
(1) 運動会・体育大会	23
(2) 修学旅行・泊を伴う行事	24
(3) 遠足・校外学習	24
(4) 授業参観.....	24
4 日常の学校生活における留意事項	24
(1) 登下校	24
(2) 休み時間等	25
(3) 給食	25
(4) 清掃活動.....	26
(5) その他	26

IV	障がいの状況に応じた指導・支援	27
V	その他.....	28
1	学校保健に関して.....	28
(1)	健康診断期間の延長	28
2	保護者への注意喚起等	28
(1)	保護者への注意喚起	28
(2)	保護者への連絡.....	29

【付録】

保護者あて通知文例	30
通知文例 1 (想定：濃厚接触者発生 - 学級閉鎖) 【学級配布用】	30
通知文例 2 (想定：濃厚接触者発生 - 学級閉鎖) 【全校配布用】	31
通知文例 3 (想定：感染者発生 - 学校閉鎖) 【全校配布用】	32

はじめに

橿原市教育委員会では令和2年6月1日に学校園を再開するにあたり、令和2年5月現在の状況を基に、新型コロナウイルス感染予防のため、各学校園において留意すべき事項について「橿原市立学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」をまとめた。その後、7月にマニュアルVer.2、9月にVer.3を作成し、最新の知見に基づいた適切な新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、各学校園の運営を行っている。

奈良県では、一旦、感染拡大防止に一定の成果が出ていたが、再び増加傾向に転じ、現在は毎日のように感染者が発生している。現在では、誰もが感染したり濃厚接触者と特定されたりする可能性がいつもあるといった状況である。

新型コロナウイルス感染症と共に生きていくため、基本的な感染症対策や「3つの密+大声」など、身体的距離の確保（フィジカルディスタンシング）といった「新しい生活様式」を学校を含めた社会全体が実行することが不可欠である。

また、感染したり濃厚接触者と特定されたりした方やそのご家族に対する誹謗中傷に当たる行為や発言は決して許されない。むしろ、そういった方々が一日でも早く治療を終え、不安な気持ちをもつことなく安心した日常生活に戻ることができるよう、周りの心温かい声掛けや関わりが必要である。新型コロナウイルスに関しての正しい理解をし、感染症予防に取り組むことが大切である。

橿原市では、令和2年12月3日に文部科学省から出された『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)』を参考に、今回「橿原市立学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(Ver.4)」を作成した。今後も、この内容を参考にして引き続き学校園の運営を適切に行うようお願いする。

なお、この冊子の内容は令和2年12月現在のものである。今後の感染拡大状況等により、内容に変更が生じる場合がある。適宜、教育委員会からの指示に基づいて対応していただきたい。

令和2年12月
橿原市教育委員会

学校園における基本の方針

新型コロナウイルス感染症対策に関して、以下のことを大原則とする。

- 1 安全を最優先に考え、発熱等かぜ症状のある園児児童生徒は、自宅で休養するよう指導を徹底する。(出席停止として扱う。)
- 2 集団感染のリスクを下げるため、三密（密閉・密集・密接）を避け、手洗いを励行する。
- 3 感染者、濃厚接触者、医療従事者等に対するいじめや差別的な言動がないよう留意する。個人情報の取り扱いにも留意する。

また、文部科学省より示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」に基づいて感染症対策に努める。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動		部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない		個人や少人数での 感染リスクの低い活動 で短時間での活動に 限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	感染リスク の低い活動 から徐々 に実施	感染リスク の高い 活動を 停止	感染リスクの低い活動 から徐々に実施し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を行った 上で実施		十分な感染対策を行 った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症分科会提書（※）における分類		
レベル3	ステージIV	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	（病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が派生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。）
	ステージIII	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	（ステージIIと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに重まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。）
レベル2	ステージII	感染者の新增及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	（3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が急増し、重症者も徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある。）
レベル1	ステージI	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※「今後想定される感染状況と対策について」（令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症分科会提書）

※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断すること。

参考資料

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～ (2020.12.3 Ver.5) <文部科学省>より

I 新型コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

I 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3つのポイント

- ・感染源を断つこと
- ・感染経路を断つこと
- ・抵抗力を高めること

(1) 感染源を断つこと

引き続き健康観察表等で日々の健康状態をチェックする。発熱等のかぜ症状があれば自宅で休養することを徹底する。(出席停止として扱う。) 登校・登園後同様の症状があれば帰宅させる。

①家庭での健康観察表記入、提出

- ・毎朝、体温を測り、健康観察表に記入する。(幼稚園・小学校は保護者の押印)
- ・健康観察表は、登校・登園時持参し、各担任に提出する。

②学校園での朝の健康観察

- ・健康観察表の確認、検温未実施園児児童生徒には検温を実施する。
※使用した体温計は1回ごとにアルコール綿で消毒する。
- ・授業中、昼休み等も隨時健康観察をする。体調不良の者は必要に応じて養護教諭等に引き継ぐ。

③登校・登園・早退の判断

- ・登校(園)前に発熱等のかぜ症状があれば登校(園)せず、出席停止扱いとする。
- ・登校(園)後に発熱等のかぜ症状を確認した場合は、当該園児児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅休養させる。(出席停止扱い)
- ・やむを得ず保護者が帰宅するまで、または迎えに来るまで学校・園にとどめる場合は、別室で待機させるなど、他者との接触を可能な限り避ける。

④教職員自身の健康管理

- ・教職員も毎朝自宅で検温し、健康観察表に記録する。
- ・発熱等のかぜ症状があり、PCR検査を受けた場合には大事を取って出勤しないこと

する。

(2) 感染経路を断つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。

閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。感染経路を断つためには、①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒が大切である。

①手洗い

- ・登校後、給食の前後、清掃活動後、トイレの後や外から戻った時などに手洗いを励行する。
- ・基本的には流水と石鹼での手洗いを指導する。
- ・手洗いをする時間を設定したり、手洗い場での直接の指導をしたりするなどし、十分な手洗いができるような工夫をする。(例:朝から放送を流し、登校後の「手洗いの時間」の設定など)
- ・丁寧な手洗いの指導を行う。(最低 30 秒。Happy birthday を 2 回歌唱程度等)
- ・消毒液(消毒用エタノールなど)は補助的に用いる。

手洗いの 6 つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



給食(昼食)の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを触ったとき



正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸

Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



②咳エチケット

- ・咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻を押さえることである。
- ・児童に咳エチケットの指導をする。



3つの咳エチケット



③清掃・消毒

- ・檍原市教育委員会では、各学校（園）に次亜塩素酸ナトリウム水溶液、ハンドソープ、消毒用エタノールや清掃用の洗剤などを、今後とも適宜配布する。

- ・各学校園では、1日1回以上、清掃・消毒を実施する。
- ・学校（園）生活の中で消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難なため、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により園児児童生徒の免疫力を高め、手洗い・咳エチケットを徹底することの方が重要である。
- ・通常の清掃活動の中にポイントを絞って、消毒の効果を取り入れるようにする。
- ・通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行つても差し支えない。
- ・清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは感染者が発生した場合でなければ基本的に不要である。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子については、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。
- ・多くの園児児童生徒がよく触れるような場所（教室、トイレ等のドアノブ、手すり、スイッチなど）については、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことで消毒に代替することもできる。
- ・トイレや手洗いなどは家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・共用の教材、教具、情報機器などについては、使用前後に手洗いを行うよう指導する。

2) 消毒の方法等について

- ・施設設備の消毒には消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、次亜塩素酸水を使用する。次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用するときには、手袋を使用し、拭いた箇所が錆びないように、消毒後は拭きとておく。
- ・スプレーでの噴霧は、ウイルスの飛散の懼れがあるので、行わない。ペーパータオル等に消毒液を含ませて拭く。

3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して、当該感染者が高頻度で触った物品を消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム水溶液により消毒する。
- ・症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要である。
- ・消毒できていない箇所はウイルスの生存期間（24～72時間）を考慮して立ち入り禁

止とするなどの処置も考えられる。

- ・トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用して消毒する。

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について

	消毒用エタノール	一部の界面活性剤*	次亜塩素酸ナトリウム消毒液	次亜塩素酸水#	
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> ・0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 ・作り方は、「パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照(別添資料10) 	<p>【拭き掃除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に、使用方法、有効成分(有効塩素濃度)、酸性度(pH)、使用期限の表示があることを確認 ・有効塩素濃度80ppm以上のものを使用 ・汚れをあらかじめ落としておく (元の汚れがひどい場合は、有効塩素濃度200ppm以上のものを使うことが望ましい) ・十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす ・少し時間をおく (20秒以上)、きれいな布やペーパーで拭き取る 	
主な留意点					
		<p>清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・換気を充分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照(別添資料8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) ・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 ・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない ・換気を十分に行う ・噴霧は絶対にしない ・児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」参照(別添資料11) 	

* 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。

・別添資料9「有効と判断された界面活性剤を含む家庭用洗剤のリスト(2020年7月13日版)」
(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)において随時更新)

#「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。

電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

(3) 抵抗力を高めること

- ・免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。



2 集団感染のリスクを下げる環境づくり

○集団感染のリスクが高まる条件（3密）

1. 換気の悪い密閉空間
 2. 多数が集まる密集場所
 3. 間近で会話や発声をする密接場面
- +
- 「大声」

緊急事態宣言解除以降の感染拡大の傾向

- ・感染リスクが高かった環境は、「3密」と「大声」であった。
- ・「3密」と「大声」の環境においては、「飛沫感染」や「接触感染」に加えて「マイクロ飛沫感染」が起こりやすいと考えられている。
- ・感染対策のとられている店舗での買い物や食事、十分に換気された電車での通勤・通学で、「マイクロ飛沫感染」が起きる可能性は限定的と考えられる。

（注：厚生労働省 第4回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和2年7月30日）資料より）

（1）「密閉」回避（換気の徹底）

- ・授業中は2方向（教室の対面や対角）の窓を10cmから20cm程度を開けての常時換気をする。（小窓や、欄間の窓を開ける、下の窓を開ける、換気扇の使用などの工夫が考えられる。）

※授業中は、必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の位置等に応じて換気する。

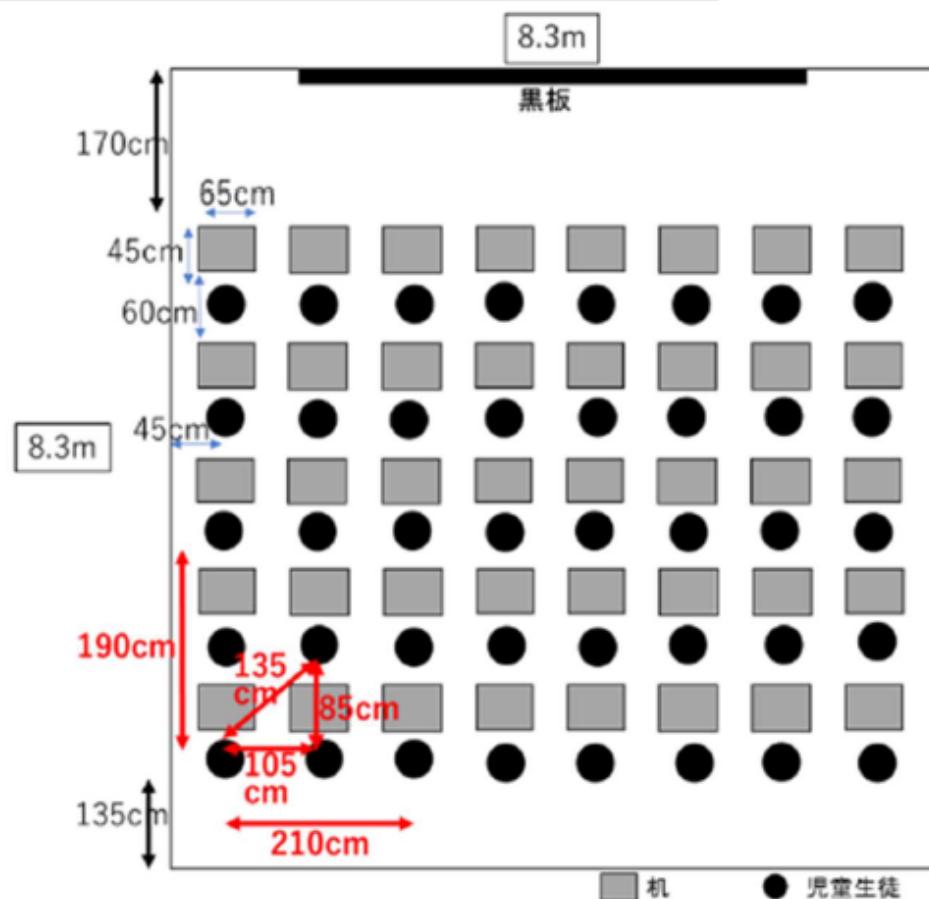
- ・授業中に窓が開けられない場合には、原則として30分に1回以上、数分間程度、換気する。
- ・エアコン使用時においても適宜、換気する。
- ・換気の際には、室温等に留意し、必要に応じて児童生徒の服装にも配慮する。

- ・休み時間には窓を広く開けての換気をする。

(2) 「密集」回避（身体的距離の確保）

- ・学校生活においては、可能な限り身体的距離を確保する。（できるだけ2m、最低1m）
- ・可能な限り教室内の座席の間隔を広くする。
- ・感染レベルに応じて柔軟に対応する。
- ・座席の間隔に一律にこだわるのではなく、換気などを組み合わせることなどにより、柔軟に対応する。

(参考) レベル1・2地域 (1クラス40人の例)



(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

- ・マスクの着用については、園児児童生徒、教職員、来校者にも徹底する。
- ・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。
- ・特に給食の配膳時には着用漏れがないように注意する。その際、喫食の直前まで着用し、喫食後は速やかに再び着用するように指導する。

- ・十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。
- ・気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には熱中症などの健康被害が発生する可能性を考慮し、マスクを外すよう指導する。
- ・登下校時や体育の授業で十分な距離を取っている場合、着用しなくてもよい。

(参考) フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要がある。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことから、マスクなしでフェイスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策を考えられるが、この場合には、身体的距離を取りながら行う。

3 感染者、濃厚接触者、医療従事者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルスに対しての知識や、感染予防方法などを学年や園児児童生徒の発達段階に応じて指導をする。その際、感染者や濃厚接触者、医療従事者とその家族等に対しての偏見や差別、いじめ等を決して起こさないように取り組む。

- ・新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明なケースも多く、誰もが感染の可能性があり、当然のことながら特定の国や地域の人だけが感染するものでもない。また、医療従事者の方々は命がけで新型コロナウイルスと日々闘ってくれている。そのような方々やその家族に対して差別や偏見につながるような言動に対しては、断じて許されないという毅然とした態度で対応することが大切である。
- ・一方で子どもや保護者等から初期症状についての相談や連絡があった場合、個人情報の管理を徹底することも大切である。

4 心のケアについて

- ・学校再開後、園児児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている園児児童生徒もいると考えられる。また、休業中の生活習慣の乱れなどからくる不安やストレス等も考えられる。
- ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、園児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に取り組む。
- ・感染や濃厚接触が判明した場合は、当該園児児童生徒やその家族の方々が抱える不安は計り知れないので十分に配慮しながら対応する。

II 園児児童生徒の出席停止・臨時休業・教職員の休暇の考え方

I 出席停止等についての考え方

- | | |
|-------------|--|
| 【原則】 | <ul style="list-style-type: none">・園児児童生徒について、感染が判明または濃厚接触者に特定された場合等には当該園児児童生徒を出席停止とする。・必要に応じて保健所や医師の判断を仰ぎ、対応を検討する。 |
|-------------|--|

(1) 園児児童生徒（本人）の感染が判明した場合

【出席停止の期間】

開始日：感染の判明した日

終了日：治癒し、保健所や医師が再登校を許可する日の前日まで

(2) 園児児童生徒（本人）が濃厚接触者に特定された場合、または園児児童生徒の同居家族の感染が判明した場合

※同居家族の感染が判明した場合には、当該園児児童生徒が濃厚接触者に特定される前でも濃厚接触者扱いとする。

【出席停止の期間】

開始日：当該園児児童生徒が濃厚接触者に特定された日、または同居家族の感染が判明した日

終了日：感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間が経過する日

※期間中に感染が判明すれば、上記(1)の感染の場合の対応となる。

(3) 園児児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

※同居家族が濃厚接触者に特定された時点では、当該園児児童生徒は、「濃厚接触者の疑い」となる。この段階では、濃厚接触者に特定されていないが、万が一のことを考えて、出席停止とする。

【出席停止の期間】

開始日：同居家族が濃厚接触者と特定された日

終了日：家族に症状が出なければ、その家族が保健所や医師に指示された期間

※同居家族の感染が判明した場合は、上記(2)へ

※園児児童生徒（本人）が濃厚接触者に特定された場合は、上記(2)へ

（4）園児児童生徒（本人）に発熱等かぜの症状が見られる場合

- ・登校（園）前に発熱等のかぜ症状があれば登校（園）せず、自宅休養させる。（出席停止扱い）
- ・登校（園）後に発熱等のかぜ症状を確認した場合は、当該園児児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅休養させる。（出席停止扱い）
- ・やむを得ず保護者が帰宅するまで、または迎えに来るまで学校・園にとどめる場合は、別室で待機させるなど、他者との接触を可能な限り避ける。
- ・新型コロナウイルス感染の疑いがあれば、直ちに新型コロナ受診相談窓口（TEL0742-27-1132 奈良県庁内 24時間対応）へ相談していただく。

（5）日常的に医療的ケアが必要な園児児童生徒や基礎疾患のある児童生徒の場合

- ・主治医や学校医等に相談の上、個々の状況に応じて個別に登校（園）の判断をする。その際、医師から感染予防のため欠席を指示された場合には、出席停止とする。

（6）教職員の場合

- ・校長は速やかに教育委員会に連絡し、保健所や医師とも協議して迅速に対応する。
- ・感染が判明したり、濃厚接触者に特定されたりした場合の対応は、上記（1）～（3）の園児児童生徒への対応に準ずる。
- ・「学校職員の新型コロナウイルス感染にかかる休暇等の取扱い」（令和2年8月 学校教育課発出文書）に準ずる。

（7）その他

- ・保護者の申し出により、感染に不安を感じるという理由などで、登校（園）を控えた場合は、出席停止として扱う。
例)：・園児児童生徒または、同居家族の感染を疑い、相談窓口に相談したり、医療機関を受診したりした場合
・園児児童生徒が最近接触した方の感染が判明したり、その方が濃厚接触者に保健所より特定されたりした場合

2 学校（園）において感染者等が発生した場合の対応について

（Ⅰ）園児児童生徒や教職員の感染者が発生した場合。

①学校（園）への連絡

園児児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から、保健所に届け出がなされる。学校（園）には、通常、本人や保護者から、感染が判明した旨の連絡がされる。

休日は本人の感染、濃厚接触の場合のみ、檍原市役所 TEL 0744-22-4001 に連絡してもらう。

②感染者や濃厚接触者の出席停止

園児児童生徒が感染したり濃厚接触者に特定されたりした場合には、出席停止の措置を取る。（「Ⅱ-Ⅰ 出席停止等についての考え方」を参照）

③校舎の消毒

園児児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所や教育委員会と連携して消毒を行う。この場合、当該感染者の活動範囲を特定し、消毒が必要と想定される個所や物品の消毒を行う。

症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要である。なお、物の表面に付着したウイルスの生存期間は物の種類によって異なるが、24～72 時間と言われている。このことを考慮すると、場所によっては、消毒ではなく立ち入りを禁止とするなどの処置も考えられる。

3 臨時休業についての考え方

権原市教育委員会は、学校園からの出席停止の報告を基に、保健所や学校医と相談の上、次により臨時休業（要否や範囲）を決定する。

（Ⅰ）臨時休業措置の判断

感染者の学校（園）内の活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、保健所や学校医と相談の上、臨時休業の要否や範囲を判断する。学校（園）内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合には臨時休業を行う必要性が高まる。学校（園）内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位または学校全体の臨時休業となる。

- ・臨時休業措置の判断は、一般的には次の事項を考慮して検討する。

①学校（園）における活動の態様

感染者が、学校（園）内でどのような活動を行っていたか。不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれがある。

②接触者の多寡

不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まる。

③地域における感染拡大の状況

地域において感染者が出でていない場合や、感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低い。

④感染経路の明否

学校（園）内で感染者が複数出た場合、学校（園）内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まる。

- ・一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられる。
- ・この場合、学校の教育活動を継続し、「Ⅲ 教育活動における留意事項」を参考にしつつ、状況に応じて活動の見直しや制限などを実施する。

（2）園児児童生徒に感染が判明した場合の臨時休業措置基準

※臨時休業措置に関して、休業措置の判断については小中学校と幼稚園とで共通している。しかし、小中学校と幼稚園の学校（園）生活の態様が異なることから、実際の休業期間などの基準も異なってくる。よって、小中学校（以下、「学校」）と幼稚園（以下「園」）とを分けて表記する。

・臨時休業（学校（園）閉鎖）

「Ⅰ．出席停止等の考え方」の（Ⅰ）園児児童生徒（本人）の感染が判明した場合

【学校】

消毒及び保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で、保健所に指導された期間で1～3日間の学校閉鎖を行う。ただし、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、必ずしも臨時休業を行う必要はない。

【園】

消毒及び保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で、保健所に指導された期間で1週間程度の園閉鎖を行う。ただし、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、必ずしも臨時休業を行う必要はない。

感染が判明した時点	休業措置の内容
・登校開始時刻まで ※登校（園）開始時刻は各学校園で決める。	・判明日から1～3日間を学校閉鎖とする。
・登校開始時刻以降、終業時刻まで	・判明した時点で、児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校措置を講ずる。 ・判明日から1～3日間を学校閉鎖とする。
・終業時刻以降 ・学校の休業日	・翌日から1～2日間を学校閉鎖とする。

※ 園に関しては、学校に準じた形での対応となるが、休業措置の日数が長くなることが考えられる。これは学校生活と園生活の態様の違いによるものである。

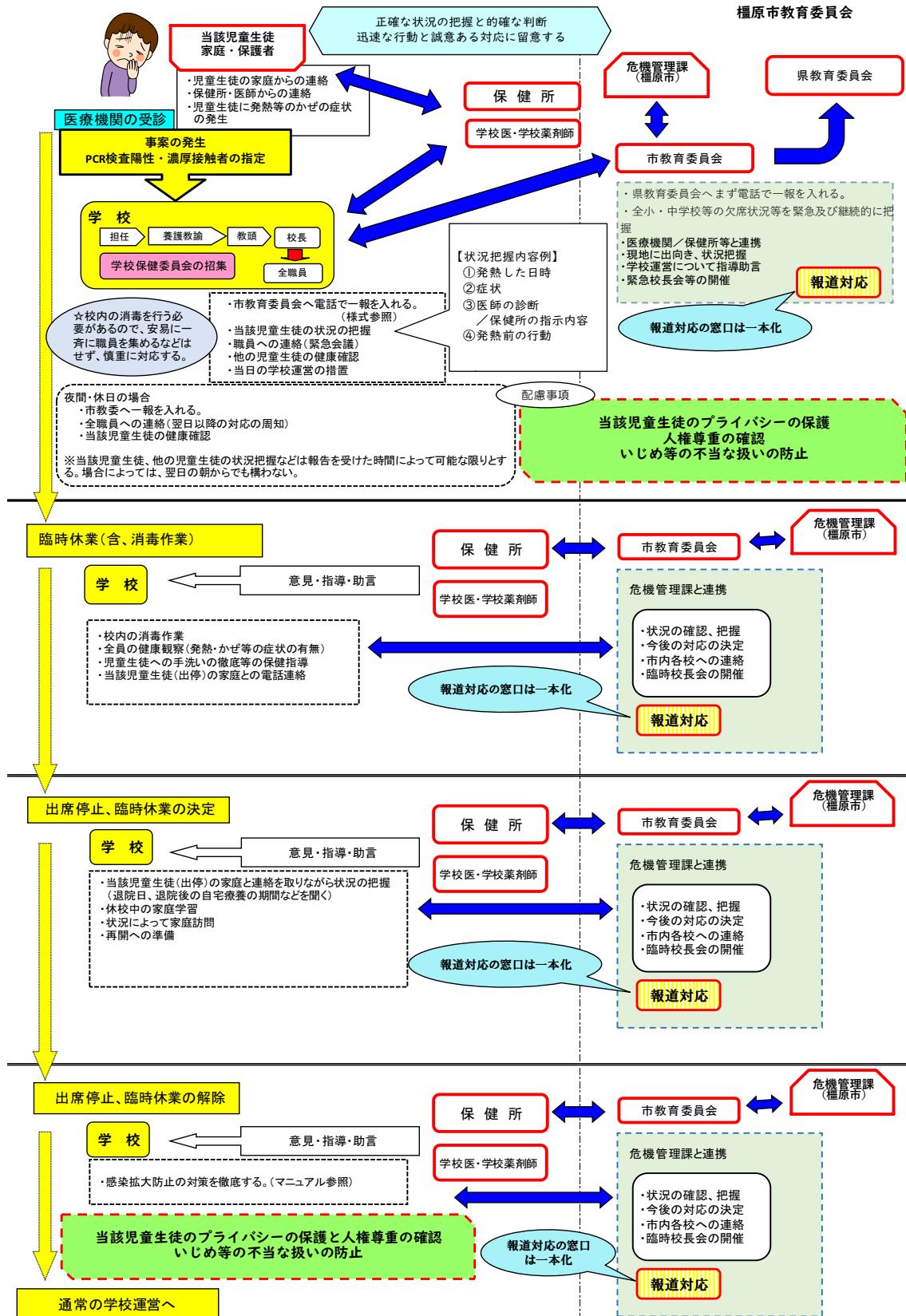
（3）園児児童生徒（本人）が濃厚接触者に特定された場合等の臨時休業措置基準

- ・濃厚接触者発生の状況や、感染経路等の状況により、保健所や学校（園）医と相談の上、学級の臨時休業（学級閉鎖）を行う可能性もある。

（4）臨時休業の範囲・期間

- ・保健所や学校（園）医と相談の上、判断する。
- ・現在は、感染者が発生した後、1～3日の臨時休業を実施してから、学校を再開する例が一般的である。一方、臨時休業を全く行わない事例もある。
- ・園の場合は、学校に準じた形での対応となるが、学校生活と園生活の態様の違いが大きいので、休業措置の日数が長くなることが考えられる。

新型コロナウイルス感染・濃厚接触 発生時の対応について



児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内の活動状況も伝える。
- ・感染者が児童生徒の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置。
- 感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。



【設置者から保健所に相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。



【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。

学校及び設置者は、上記調査に協力。



【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

- ・学校教育活動を継続
※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ・濃厚接触者がいる場合には、
濃厚接触者が児童生徒の場合、出席停止措置。
濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

- 学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）

- ・家庭内感染ではない感染者が、複数発生
- ・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった

参考資料

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
(2020.12.3 Ver.5) <文部科学省>より

III 教育活動における留意事項

I 各教科学習等における留意事項

1 2 集団感染のリスクを下げる環境づくりに加え、次の（1）～（3）を考慮する。また、単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行うこと。

（1）共用で器具や用具等を使用するときの注意事項

- ・理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において、共用で使用する器具や用具、ICT機器等を使用する場合は、使用前後に手洗いや適切な消毒を行う。

（2）特に配慮を要する教科内容

- ・【レベル3地域】では感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（以下の例示の中で「★」が付いたもの）については行わないこと。
- ・【レベル2地域】では、可能な限り感染症対策を行ったうえで、リスクの低い活動から徐々に実施する。可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。
- ・【レベル1地域】では、可能な限り感染症対策を行ったうえで、実施する。

○教科等全般

- ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習（★）
- ・異学年交流の機会や活動
例)：縦割り活動、他学年への学習発表会など

○音楽科

- ・狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動（★）
- ・口に触れる楽器の演奏の学習（★）

○技術・家庭科（家庭分野）

- ・調理実習（★）
- ・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避ける。
- ・実習台や共用の用具の消毒を行う

○体育科、保健体育科

- ・基本的に屋外で実施する。児童生徒が密集する運動（★）や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動（★）は避ける。
- ・子ども同士の距離は2m以上とる。ランニングの時はさらに長い距離を確保する。
- ・体育の授業中は原則としてマスクを着用しなくてもよい。着用を望む場合は呼吸しやすい家庭用マスクとする。
- ・見学の子どもはマスクを着用し、距離を1～2m以上確保する。
- ・教員は原則としてマスクを着用する。指導のため教員自身が運動する際にははずしてもよい。
- ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。
- ・授業が終わったら、流水・石鹼での手洗いを丁寧にすること。

（3）特別活動等

- ・委員会活動は学校の実情に応じて、行ってもよい。
- ・クラブ活動は学校の実情に応じて、行ってもよい。

（4）部活動

- ・部活動は感染拡大防止対策を講じたうえで、行っていく。ただし、今後、感染拡大の状況によって、規模の縮小や休止等を検討する場合もある。
- ・【レベル3地域】なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を開けて活動する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない。
- ・【レベル2地域】リスクの低い活動から徐々に実施する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討する。
- ・【レベル1地域】可能な限り感染症対策を行ったうえで、通常の活動を実施する。

参考)：学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～ (2020.8.6Ver.3)

2 儀式的行事について

(1) 入学(園)式・卒業(園)式

- ・発熱等のかぜ症状のある方は参加を自粛するよう依頼する。
- ・参加者の手洗いや咳エチケットを呼びかける。
- ・可能な範囲での消毒薬の設置をする。
- ・会場および控室のこまめな換気を実施する。
- ・座席どうしの距離を取り、参加者間のスペースの確保を十分にする。
- ・内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。
- ・来賓の出席については適宜検討する。
- ・保護者の出席についても適宜検討する。

参考):文部科学省事務連絡「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」

(令和2年2月25日時点)

(2) 始業式・終業式・修了式

- ・集団感染のリスクが高まる条件(密閉・密集・密接)に留意して実施する。
- ・園児児童生徒同士の距離を十分確保できない場合は、放送により教室で実施するなどの工夫をすること。

3 その他の学校行事について

学校行事に関しては、今後の感染拡大の状況により、やむを得ず中止となる可能性もある。

(1) 運動会・体育大会

- ・実施に際しては、可能な限り感染リスクを低減させるため、実施内容や方法の工夫をするとともに、計画段階から、基本的な感染症拡大防止対策を講じること。
- ・準備時間の縮減や実施時間の短縮など、学校園の実情に応じた新たな形態での実施を検討すること。

例):

- ・競技種目の内容を精選することにより半日で開催する。

- ・学校規模によって、学年を分けて開催する。
- ・保護者の観覧についても、観覧席が密の状態とならないよう、各学校で対応を検討する。
- ・児童生徒席での密の状態を避けるため、イスの間隔を広げたり、マスクを着用したりする。
- ・感染拡大防止策を講じても密接すると考えられるような競技や演技をしない。

(2) 修学旅行・泊を伴う行事

- ・感染拡大の状況によっては、行き先や日程を変更して実施すること。
- ・各校の計画に基づいて実施を可能とする。
- ・計画準備段階から、基本的な感染症拡大防止対策を講じること。
- ・行程中に生じうる様々な事態への対応を検討し、計画をすること。
- ・実施に際しては、『旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）』（一般社団法人 日本旅行業協会 令和2年6月23日）を参考に旅行事業者等と連携し、新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に努めること。

(3) 遠足・校外学習

- ・本年度は2学期以降に実施する。
- ・感染拡大の状況によっては、行き先や日程を変更して実施すること。
- ・実施に際して、可能な限りの感染防止対策を講じること。

(4) 授業参観

- ・実施する場合は集団感染のリスクを下げるための3つの原則（密閉・密集・密接を避ける）に留意する。
- ・複数の学年の同日同時間帯での参観実施といった従来通りの方法ではなく、実施方法を検討する。

例)：フリー参観日（参観週間）等を工夫する。

※参観可能な日を設定し、時間帯を分けてでも参観できる形態等

4 日常の学校生活における留意事項

(1) 登下校

- ・部団登校の場合、集合場所での密接、密集をしないよう指導する。
 - ・登下校時に、気温や湿度の状況によっては、熱中症のリスクがあるので、十分な距離を確保できる場合、マスクを外すよう指導する。
 - ・登下校時に昇降口付近で、複数学年の児童生徒が密集した状態を避けるようにする。
- 例)：密集状態の場合、待機してから昇降口に入ることの指導など
- ・部団での下校会などの際には、密集、密接の機会ができるだけ避け、短時間で下校に移ることができるよう工夫する。

例)：全校そろって運動場に集合するのではなく、各部団での集合場所を分散させる。
：そろった部団から順に下校する。

(2) 休み時間等

- ・休み時間には窓を広く開けての換気をする。
- ・手洗いをする時間を設定したり、手洗い場での直接の指導をしたりするなどし、十分な手洗いができるような工夫をする。

例)：朝から放送を流し、登校後の「手洗いの時間」の設定する
：手洗いの時間を確保したり、クラス単位で時間をずらしたりするなどの工夫
・トイレの使用に関しても、トイレの中が密集とならないようにする。

- 例)：トイレの時間を確保したり、クラス単位で時間をずらしたりするなどの工夫
：トイレの中に入る人数の制限
：トイレの中ではなく、外で順番を待つようとする。

- ・フロア間での移動ができるだけ避けるようにする。

※このフロア間での移動の制限の目的は、慎重さを欠いた感染を防いだり、感染者が発生した場合に感染経路、消毒範囲の特定をしやすくしたりするためである。学校運営において、教育活動上必要なフロア間での移動を制限するものではない。

- ・運動場に出る時には、学年の動線について工夫する。
 - ・密集することが予想される固定遊具は、使用させない。
- 例)：ジャングルジム（空間的に上下左右の密集になるため）
- ・ドッジボールや大なわ等共有の用具を使用する場合は、手・目・鼻・口等を触らないよう指揮する。
 - ・休み時間が終わり、外から戻ったら、流水・石鹼での手洗いをすること。

(3) 給食

- ・給食の前後の手洗いを徹底する。
 - ・配膳時には全員マスクを着用する。
 - ・給食当番を行うに当たっては、マスク及びエプロン等を着用する。
 - ・食べ始める直前まで、食べ終わった後もマスクを付けるようにする。
 - ・給食当番の健康状態や手洗いの状況などを確認する。
 - ・配膳の際はできるだけ接触しないように工夫する。
- 例)：トレイを持って、間隔をあけて並ぶ。
- ・机を向かい合わせにしない。
 - ・大声での会話を控える。

- ・一度盛りつけた給食は減らさない。最初に量を加減して配り、余った場合、増やすことはできる。
- ・おかわり等の配食は、教職員が行う。
- ・食べきれなかった給食を戻す場合は、給食の最後に返す。
- ・一度戻した給食を、おかわりなどで、再び配膳することはしない。
- ・【レベルⅠ 地域】では衛生管理を徹底したうえで、通常の学校給食の提供方法を開始する。

参照) : 学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～ (2020.8.6Ver.3)

(4) 清掃活動

I I (2) ③清掃・消毒に基づき、日々の清掃活動を実施する。

- ・清掃活動は換気のよい状況で、マスクをした上で行う。
- ・掃除が終わった後は、必ず石鹼を使用して手洗いを行う。
- ・通常の清掃活動の中にポイントを絞って、消毒の効果を取り入れるようにする。
- ・通常の清掃活動の一環として、新型コロナウィルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応する。
- ・机、椅子については、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。
- ・多くの園児児童生徒がよく触れるような場所（教室、トイレ等のドアノブ、手すり、スイッチなど）については、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことで消毒に代替することもできる。
- ・トイレや手洗いなどは家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。

(5) その他

- ・学校（園）への来客や訪問者については、来客簿に記名してもらい、健康状態を確認する。
- ・PTA 役員などが来校（園）する際も、動線を区切り、できる限り園児児童生徒との接触がないようにする。

IV 障がいの状況に応じた指導・支援

障がいのある子どもや、医療的ケアが必要な子ども、基礎疾患のある子どもが安心安全に学校生活を送り、地域で切れ目なく支援が受けられるよう以下の点に留意すること。

- ・休校期間中の家庭で取り組んだ課題については、個別の教育支援計画や個別の指導計画に反映し、指導の中に取り入れていくようにする。
- ・障がいのある児童生徒の毎日の健康や状況確認については、必要に応じて個々の実態に応じた健康観察表を作成する。また、家庭との連絡帳なども活用し、日々の健康チェックを確実に行う。
- ・医療的ケア児、及び基礎疾患児が登校する際には、特に健康観察を徹底し、緊急時の即応体制を確認するとともに、日々の体調変化に留意しながら主治医、学校、保護者、学校に派遣されている看護師等の関係者間で緊密に連携する。
- ・医療的ケア児、及び基礎疾患児と接する職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を特に徹底する。
- ・校外学習等に際しては、医療的ケア児、及び基礎疾患児については、主治医や学校医と相談の上、参加の可否を判断すること。

▽ その他

| 学校保健に関して

(1) 健康診断期間の延長

- ・児童生徒等の定期の健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することになっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、健診期間の延長が、令和3年3月31日まで認められている。
- ・職員の健康診断も同様に延期が認められている。なお、職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断としての側面もあることから、健康診断の実施に係る取り扱いについては、厚生労働省の示す見解も踏まえて対応する必要があることに留意する。
- ・参照)：文部科学省事務連絡 令和2年3月19日

2 保護者への注意喚起等

園児児童生徒については、学校園現場で感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者へ、保健だよりや、学年だより、学校だより等を通して注意喚起を行うこと。教職員についても、同様に注意喚起を行うこと。

(1) 保護者への注意喚起

- ・毎朝の検温・健康観察を行い、健康観察表に記録してもらう。
- ・家庭での十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事、換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則（密閉・密集・密接を避ける）を順守する。

（2）保護者への連絡

- ・学校で発熱等のかぜ症状が見られた場合は、早退の連絡をし、迎えに来てもらう。
- ・臨時休業等の措置を取る場合は、まずは一斉配信メールなどで連絡し、後に文書連絡をする。
- ・園児児童生徒、教職員が感染した場合の臨時休業の場合は、当該学級の保護者に対し、濃厚接触者を特定するための調査に協力していただくことを連絡する。

保護者あて通知文例

通知文例 1 (想定：濃厚接触者発生 - 学級閉鎖) 【学級配布用】

令和 年 月 日

○年○組保護者様

橿原市教育委員会

橿原市立○○学校

校長 ○○ ○○

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（お知らせ）

この度、本学級の児童生徒が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定されたことが判明いたしました。

これを受けて、本学級を○月○日（△）から○月○日（△）までの期間、学級閉鎖とします。また、現在、本校職員や本学級の在籍者の中に発熱等のかぜ症状がある者は（○名います。／いません。）今後、状況を把握し、教育委員会や保健所と連携し、感染拡大防止を図ってまいります。

つきましては、下記の内容についてご留意いただき、ご対応、ご協力をお願ひいたします。

記

- 1 学級閉鎖の期間 月 日（ ）～月 日（ ）まで
 - 2 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等かぜ症状がある場合には、学校へお知らせください。また、必要に応じて、新型コロナ受診相談窓口（0742-27-1132 奈良県庁内 24 時間対応）へもご相談ください。
 - 3 今後、状況の変化や対応など必要な情報は学校からメール等でお知らせします。
 - 4 保護者の方へ個別に連絡が必要となった場合には、別途連絡させていただきます。
 - 5 該当する児童生徒に関するお問い合わせには、プライバシー保護のため一切お答えできません。
 - 6 憶測による個人の特定やうわさなどの風評被害が生じないよう、冷静にご対応いただきますようお願い申し上げます。
- ※ ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いします。

橿原市立○○○学校	0744-○○-○○○○
橿原市教育委員会（学校教育課）	0744-29-5912

通知文例2 (想定：濃厚接触者発生 - 学級閉鎖) 【全校配布用】

令和 年 月 日

保護者様

樋原市教育委員会
樋原市立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（お知らせ）

この度、本校〇年〇組の児童生徒が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に認定されたことが判明いたしました。

これを受けて、当該学級を〇月〇日（△）から〇月〇日（△）までの期間、学級閉鎖とします。今後、状況を把握し、教育委員会や保健所と連携し、感染拡大防止を図ってまいります。

つきましては、下記の内容についてご留意いただき、ご対応、ご協力をお願ひいたします。

記

- 1 学級閉鎖の期間 月 日（ ）～月 日（ ）まで
- 2 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等かぜ症状がある場合には、学校へお知らせください。また、必要に応じて、新型コロナ受診相談窓口（☎0742-27-1132 奈良県庁内 24時間対応）へもご相談ください。
- 3 今後、状況の変化や対応など必要な情報は学校からメール等でお知らせします。
- 4 保護者の方へ個別に連絡が必要となった場合には、別途連絡させていただきます。
- 5 該当する児童生徒に関するお問い合わせには、プライバシー保護のため一切お答えできません。
- 6 憶測による個人の特定やうわさなどの風評被害が生じないよう、冷静にご対応いただきますようお願い申し上げます。

※ ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いします。

樋原市立〇〇〇学校

0744-〇〇-〇〇〇〇

樋原市教育委員会（学校教育課）

0744-29-5912

通知文例3 (想定：感染者発生 - 学校閉鎖) 【全校配布用】

令和 年 月 日

保護者様

橿原市教育委員会

橿原市立○○学校

校長 ○○ ○○

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（お知らせ）

この度、本校の児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明いたしました。

これを受けまして、今後、状況を把握し、教育委員会や保健所と連携し、校内の徹底した消毒を行ったうえ、感染拡大防止を図ってまいります。

また、○月○日（△）から○月○日（△）までの期間、学校閉鎖とします。

なお、現在、本校職員や本学級の在籍者の中に発熱等のかぜ症状がある者は（○名います。／いません。）今後、当該学級の児童生徒には濃厚接触者を特定するための調査に協力していただく場合もあることをご理解ください。

つきましては、下記の内容についてご留意いただき、ご対応、ご協力をお願ひいたします。

記

- 1 学校閉鎖の期間 月 日（ ）～月 日（ ）まで
その後、月 日（ ）まで、当該学級を学級閉鎖とします。
- 2 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等かぜ症状がある場合には、学校へお知らせください。また、必要に応じて、新型コロナ受診相談窓口（☎0742-27-1132 奈良県庁内 24時間対応）へもご相談ください。
- 3 今後、状況の変化や対応など必要な情報は学校からメール等でお知らせします。
- 4 保護者の方へ個別に連絡が必要となった場合には、別途連絡させていただきます。
- 5 該当する児童生徒に関するお問い合わせには、プライバシー保護のため一切お答えできません。
- 6 憶測による個人の特定やうわさなどの風評被害が生じないよう、冷静にご対応いただきますようお願い申し上げます。※ ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いします。

橿原市立○○○学校

0744-○○-○○○○

橿原市教育委員会（学校教育課）

0744-29-5912

